

# 《勅語奉答》と唱歌教育

— 雑誌記事を中心に —

権藤敦子・嶋田由美<sup>1</sup>・有本真紀<sup>2</sup>

(2021年10月5日受理)

The Ritual Chant *Chokugo-hōtō* in Music Education in Japan from Mid-Meiji to World War II:  
Evidence from Magazine Articles

Atsuko Gondo, Yumi Shimada<sup>1</sup> and Maki Arimoto<sup>2</sup>

**Abstract:** In this study, we explore the actual situation of music education from Mid-Meiji to World War II, focusing on the Ritual Chant *Chokugo-hōtō* (the response to the Imperial Rescript on Education) using evidence from magazine articles. The following aspects are discussed: First, *Chokugo-hōtō* was proclaimed in a Public Notice, but educational sites tended to avoid it because of the difficulty in learning its western style. Second, several other versions of the song were composed, for some leading teachers believed that short and simple stereotyped melodies were adequate for elementary students. Third, teachers selected teaching materials and methods according to children's musical development. However, the goal of "training faithful and promising Japanese people" in the early 1940s emphasized ritual education, distorted music education, and created conformity. The history of *Chokugo-hōtō* over 50 years suggests that significant steps have been taken in music education in modern Japan.

Key words: *Chokugo-hōtō*, song education, ritual chant

キーワード：勅語奉答，唱歌教育，儀式唱歌

## 1. 問題の所在と研究の方法

本稿は、明治後半期から昭和前半期における雑誌記事を手がかりとしながら、儀式用唱歌《勅語奉答》に焦点を当て、その教材解釈をめぐる唱歌教育の現場の状況を考察するものである。

儀式と唱歌の関係は、単に儀式の際にその歌が歌われた、というだけではなく、「第2次世界大戦終結に至るまでの音楽教育のなかで非常に大きな意味を持っていた」とされる（田甫1981, p.23）。1872（明治5）年の学制頒布で学校教育の教科目の1つとされながらも、当分欠くことが可能な位置付けにあった「唱歌科」

がようやく実施され始めた明治20年代にはいって、「教育ニ関スル勅語」（1890）の渙発、「小学校祝日大祭日儀式規程」（1891）の制定が行われた。嶋田が指摘するように、「儀式を支える唱歌教育という考え方は、学校教育における必須の科目としての唱歌の位置づけを確固としたものにしていく」（2018, p.18）と同時に、「あくまで他教科教育の補助的手段としての唱歌の扱われ方であり（中略）そのようなスタンスをとることによってのみ、唱歌はこの当時、教科としての位置を確保し、今日に至る教科目としての位置づけの礎を築くことができた」（嶋田2018, p.208）。

唱歌教育が徳育のための唱歌へと変容させられていく明治20年代以降のこうした流れを捉え、田甫は、「満州事変に始まる十五年戦争へと連なる日本の音楽教育の暗黒時代の幕あけ」としている（1981, p.2）。明治

<sup>1</sup>学習院大学文学部

<sup>2</sup>立教大学文学部

20年代から50年後となる1941（昭和16）年には「国民学校令」に続き「国民学校令施行規則」が示され、その総則において「儀式、学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ」と規定、芸能科音楽では「祭日祝日等ニ於ケル唱歌ニ付テハ周到ナル指導ヲ為シ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛國ノ精神ヲ昂揚スルニカムベシ」と示された。そこでは、従来修身科で主に担ってきた儀式の指導が、皇国民錬成という最高目標のもとで教科指導の重要な部分を占めることになる。儀式や行事との相互関連付けが強調されることにより教科外教育が拡大し、教科指導は「錬成」の名のもとに変質していく。すなわち、児童の「個人の力を発揮させる」教育ではなく、儀式等の集団訓練で行われる統制のもとで絶対的服従を要求する「型に嵌める教育方法」が進められ、教科と教科外の関係を崩していった、とされる（鈴木1987, pp.108-112）。

実際、芸能科音楽が開始される前年に出版された『国民学校芸能科音楽精義』を見ると、「儀式の体験こそ国民精神の直接体験」である、として、芸能科音楽の教則に触れながら、「この儀式唱歌を徹底的に指導することにより、厳粛な儀式に列する体験を通して敬虔の念を養い、愛国の精神を昂揚することに力めなければならない」と書かれている（井上1940, pp.287-288）。

唱歌教育が、その目的を「徳育」として教科課程に位置付けられた第一の段階を、『小学唱歌集』初編の出版、「小学校教則綱領」（1881）制定の時期、第二の段階をその10年後の「教育ニ関スル勅語」（以下「教育勅語」）渙発、「小学校令」（1890）改正、「小学校教則大綱」（1891）制定の時期とするならば（河口1996, p.300）、儀式唱歌が唱歌教育の重要な指導内容として位置付けられる1941（昭和16）年の国民学校令前後の時期は、先の2段階に加え、「徳育」さらに言えば「皇国民錬成」へと大きく舵を切る第3段階であったといえる。

儀式唱歌については、山住（1967）、田甫（1980, 1981）、河口（1996）、嶋田（2018）他による通史における位置付けや、滝田（1991）、菅（2002）他の指摘する問題性についてこれらの先行研究を踏まえながら、ここでは《勅語奉答》に焦点を当て、明治期の唱歌の文化の状況や、《勅語奉答》の楽曲としての特徴を確認した上で、儀式唱歌としての取扱い、教材解釈をめぐる唱歌教育の現場の状況を考察し、明治後半期から昭和前半期の唱歌教育の一断面を捉えることとする。

## 2. 儀式唱歌としての《勅語奉答》

《勅語奉答》とは、1893（明治26）年8月12日に文部省から告示された「祝日大祭日歌詞並楽譜」（文部省告示第3号）に掲載された儀式唱歌の曲名の1つである。その名の通り、1890（明治23）年10月30日渙発の「教育勅語」の奉答歌である。告示された唱歌は図1の通りである。

勅語奉答

大御心を以て、天皇陛下の御心を以て、天皇陛下の御心を以て、天皇陛下の御心を以て、天皇陛下の御心を以て、天皇陛下の御心を以て。

図1 《勅語奉答》勝安房作歌・小山作之助作曲（1893.8.12『官報』第3037号附録）

この曲の大意の指導について、『国民学校芸能科音楽精義』で井上武士は以下のように説明している（1940, pp.300-301）。

先づ次の事柄を十分に理解させなければならない  
（初等科三年以上位から）

勅語奉答は何の唱歌か

・・・お勅語にお答へ申し上げる唱歌

何とお答へ申し上げる唱歌か

・・・お勅語を良く守つて、「よい日本人」になりますと御答へする唱歌

お勅語はどなたが誰にお下しになつたか

・・・明治天皇が日本国民全体に

いつお下しになつたか・・・明治23年10月30日

続いて、井上は「暗誦」を重視し、「かしこき」「たふとき」「たふとく」「かしこく」「くに」「もとみ」「ひと」「かがみ」「みことのまに」「すめらぎの」等の言葉を中心に指導するように指示している。さらに、この曲の独特のテンポの変化について注意を述べ、「最後を十分にリタールダンドする」としている(p.302)。また、儀式唱歌全体にわたる注意として、息継ぎを正しくし、「一般の歌唱教材と違い、之を指導する人の個人的な芸術上の意見等によつて決定してはならない。『息一つ乱さぬ』敬虔な合唱こそ国体訓練上、又国民精神涵養の上に重要なことである」、「歌詞全部を正しく暗誦する迄徹底的に取扱はなければならない(中略)ある部分を省略するといふ様なことは寧ろ不敬」「歌つて居る間に音程が下つたり、或ひは合唱が乱れたりしてはならない(中略)全校の練習の前に、各学級各学年の教室に於ける練習を徹底的に行ふことが肝要である。一二回教室で練習し、全校児童を講堂に集めて一緒に練習するなど、いふ生ぬるい方法では到底良い結果は得られない」等、プレス、音程、リズム、速度、発想を「正しく」歌うよう注意している(井上1940, pp.291-294)。

このように、学校教育における儀式唱歌は、とりわけ、国民学校期においては、国体訓練上、国民精神涵養という目的のもとに「息一つ乱さぬ」歌唱を徹底的に練習して儀式に備え、「敬虔」の念を養うことが求められ、その音楽は省略不可、「一般の歌唱教材」とは異なり、息継ぎ一つとっても個人的な意見で変更が許されない、といった高い規範性が求められていた。天皇制のもとで「教育勅語」を絶対的・綱領的文書として位置付けていったことを踏まえると、「教育勅語」に奉答する唱歌《勅語奉答》では、一層そのことが強調され、絶対的服従を要求する「型に嵌める教育方法」が徹底されたであろうことは想像に難くない。

しかしながら、明治20年代から国民学校期までの《勅語奉答》をめぐる動きからは、必ずしもそれだけではない状況が透けて見える。主に雑誌記事<sup>1)</sup>の記述をもとに、《勅語奉答》をめぐる状況を具体的に確認していく。

### 3. 作歌の文化と学校における教材統制

1890(明治23)年10月の「教育勅語」渙発とともにその謄本が学校に下付され、式日等での奉読が訓令で指示された。時をおかず、「我が国臣民たるもの、誰か陛下の大御心を教育に用ひさせたまふの深きに感泣せざらんや(中略)勅語の旨趣をして、生徒に服膺せしめんと欲せば、宜しく日夕忘れざらしむるの便を謀らざるべからず。因て斯の書を編纂し以て各学校生徒

に頒たんとす(北村1891,序)といった趣旨を示して、全国の児童生徒に直接示された天皇の詔勅に対する喜びや忠誠を誓う歌本(旋律を伴わない長編の新体詩が多い)が発行されている。

当時の雑誌を見ると、帝国議会の開院、新年、開校式など、その時々慶事、行事の開催を祝う歌がしばしば掲載されていたが、「教育勅語」渙発後は歌本に加え雑誌にも多くの勅語関連唱歌が掲載された。たとえば『音楽雑誌』<sup>2)</sup>には、第5号(1891.1)に「拝勅の歌」、第6号(1891.2)に「勅語唱歌」、第36号(1893.9)に「勅語曲」、第73号(1897.10)には「勅語奉答歌」等が掲載されている。雑誌の初期の社告に「大家の新作に係る教育と風化とに裨益ある楽曲の譜並歌章等は長短となく之を蒐載」(第2号, 1890.10)、数年後には「本誌ハ唱歌ノ発達ヲ計ランガタメニ汎ク新体歌ヲ募集ス(中略)秀逸ナルモノハ曲譜ヲ新作シテ同好諸君ノ吟唱ニ便スベシ」(第60号, 1896.8)という案内があるように、寄稿された歌詞に曲を付けることも雑誌の1つの特色になっていた。図2は、『音楽雑誌』後継誌の『おむがく』第73号(1897.10)「文苑」欄に掲載されていた中村秋香による「勅語奉答歌」であるが、1901(明治34)年に小山作之助によって曲が付され、唱歌集の1曲として出版されている。こうした作歌の文化からは、新しい教育の在り方が模索される時代に示された「教育勅語」に対し、国民としての恭悦の意や誓いが雑誌や出版物を通して率直に表明されていることが感じられる。

また、有本他(2021, p.180)の「勅語関連唱歌一覧表」で確認するならば、1890(明治23)年から1891(明治24)年8月に発表された勅語関連唱歌は歌詞だけであったが、1891(明治24)年9月から1926(大正15)年4月までの18曲には曲が付されている。「作詞者や作曲者などのいわば唱歌の作り手も一体となって、唱歌教育の展開に向けて積極的に活動した時期」(嶋田2018, p.205)であった様子がわかる。

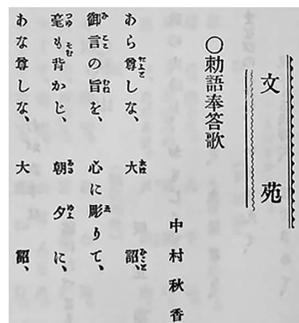


図2 『おむがく』第73号「文苑」欄に掲載の中村秋香作歌の「勅語奉答歌」(1897.10)

しかし、明治期にこうした旺盛な作歌の文化が存在した一方で、文部省は各学校における実情を憂慮し、1891（明治24）年10月に「小学校ニ於テ祝日ノ儀式執行ノ際唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ文部大臣ノ認可ヲ經シメ並ニ其歌詞ハ漸次文部大臣ニ於テ撰定頒布ノ件」という訓令を発した。10月8日の東京日日新聞の記事では、文部省の訓令に触れ、「陛下の真影前に併立して唱ふる者なれば（中略）謡はんと欲する唱歌の可否を一応本省に照合すべき」とその意味を解釈して報道をしている（日本近代洋楽史研究会1995, p.181）。

小学校で取り扱う教材も統制され、唱歌科では文部省著作または選定の教科書、文部大臣の検定を経た教科書に掲載された曲、あるいは地方長官の手を経て認可を申請し、文部大臣の認可を経た楽曲であることが求められた（明治27年12月28日文部省訓令第7号）。

『文部省検定済歌曲題目全集』（1906, p.95）によれば、勅語関連唱歌の中から採用認可されたものとして、熊本県尋常師範学校並小学校唱歌用に村上珍休作詞・元橋義敦作曲《勅語拝読ノ歌》（『学校式日唱歌集』）1曲が1896（明治29）年に認可を受けているが、唱歌科の教材選択は現場にとってわかりにくいものであったようである。大分県師範学校附属小学校『研究録（唱歌之部）』（1934）では「教材採択に関する法規の研究」に1章が充てられ、「文部省検定唱歌、県指定唱歌等につき充分に技術の熟練をなし、歌詞、歌曲の吟味をなし国民情操の陶冶をなすことは吾等の急務である。尚之と並んで常に時代の進歩と其の要求とに鑑み唱歌教材の採択に留意し以つて音楽教育の向上発展を図りたいものである」「此の形式により認可を受けることは最も肝要なことであらう」（p.100）とある。このように、教材をどう選択するかが問題にされてきた。

#### 4. 複数の《勅語奉答》の特徴

祝日大祭日唱歌の選定の経緯は『明治音楽史考』（遠藤1948, pp.188-206）及び『東京芸術大学百年史』東京音楽学校篇第1巻（1987, pp.498-505）に書かれている。遠藤によると、1891（明治24）年に任命された委員会<sup>iii</sup>では、まず歌詞作者を決めている。《勅語奉答》については、当初、佐藤誠實だったところ勝安房作歌に変更され、作曲者は、多数内定して歌詞解説書<sup>iv</sup>を添えて募集する方法を取って、小山作之助、芝葛鎮、奥好義、比留間賢八、依田辨之助、上眞行、岩城寛、山田源一郎、伊澤修二に委嘱している記録があるという（1948, pp.201-203）。折しも、東京音楽学校が高等師範学校附属となる議論が進められる最中の業務であったが、『音楽雑誌』第23号（1892.8）掲載の村岡範

爲馳校長の演説からは、選定に慎重に取り組んでいる様子が推察される。また、『音楽雑誌』第25号（1892.10）には、創刊者の四籠訥治が「世の興望に適合せしめたるには相違なかる可し、吾人は音楽上の憲法が、近日教育界に発布あるを特に喜ぶなり」（p.1）と祝意を寄せ、35号（1893.8）の「雑纂」には、「待に俟たる」祝祭日唱歌の公布を喜び、「平易簡短至極小学の児童には適切なるべし（中略）外国人も偕々日本人の作曲術に進歩せし事よと嘆賞するならむ」（p.10）との記事が掲載された。

審査の結果、勝安房作歌・小山作之助作曲《勅語奉答》が正式な告示唱歌として掲載されるが、「祝日大祭日歌詞並楽譜」告示以降も、少なくともこの他に12曲の勅語関連唱歌が出されており（有本2021, p.180）、そこには伊澤修二編『小学唱歌』巻之五（1893）所収の《教育勅語拝読之歌》（図3）も含まれている。告示唱歌と同名の曲は、1901（明治34）年の中村秋香作歌・小山作之助作曲、1905（明治38）年の佐々木信綱作歌・納所辨次郎作曲、1926（大正15）年の佐々木信綱作歌・田村虎蔵作曲によるもので、これらは検定済教科書掲載として、その後も教育現場で使用された。

図4の中村作歌による《勅語奉答》は、すでに述べたように、『おむがく』第73号（1897.10）に掲載された「勅語奉答歌」（図2）に小山が曲を付し、『新撰国民唱歌』第五集（1901）に掲載されたものである。唱歌集の緒言に小山は「本書ハ国民教育ニ於ケル唱歌科ニ新材料ヲ供給センガタメニ世ノ必要ヲ認メテ逐次発行セルモノナリ」と書いており、同じ冊子には、物集高見作歌、小山作之助作曲による《天長節祝歌》も掲載されている。中村は1892（明治25）年から12年余り、文学の教員として東京音楽学校に在職していた。

図5の佐々木信綱作歌、納所辨次郎作曲の《勅語奉答》は、佐々木吉三郎・納所辨次郎・田村虎蔵共編『国



図3 阪正臣作歌・作曲者不詳《教育勅語拝読之歌》伊澤修二編『小学唱歌』巻之五（1893）所収

定教科書準拠 諸教科統合 尋常小学唱歌』(1905)の第4学年に掲載された。翌年出された教授書には、「文部省所定の儀式唱歌中『天長節』と『勅語奉答』とは、何れも児童の趣味に投合せざる定評あるが故に、本書

には、此二種を新作して、併せて載せたり」と書かれている(佐々木・納所・田村1906, p.4)。

図6の佐々木信綱作歌、田村虎蔵作曲の《勅語奉答》は、田村虎蔵編『検定唱歌集 尋常科用』(1926 松邑三松堂)に掲載されたもので、「拙著尋小唱第四学年分に載せてあった、検定済の題材であるが、其曲節のみ改作したことを断つて置く」(田村, p.290)と、旋律が異なることについて説明がなされている。歌詞は図5の佐々木信綱作歌と同じであり、納所作曲の曲譜を田村が改作したものと考えられる。この唱歌集を発売した理由について、田村は、1923(大正12)年の大震災で唱歌集が悉く焼き尽くされたところに、童謡の大流行によって従来の唱歌が時代遅れのように捉えられていることを指摘し、童謡については、「音楽の墮落と趣味の低下とを誘致し、我が国民教育上有害なるものさへある」と述べて、文部省検定済、認可済となっている自作の唱歌教材から良いものを抜粋合本して「健全なる斯界の発達」という目的に向けて、今回出版したことを緒言で述べている(田村1926, pp.1-3)。

勝作歌・小山作曲の《勅語奉答》(図1)を(a)とし、中村作歌・小山作曲による曲(図4)を(b)、佐々木作歌・納所作曲による曲(図5)を(c)、佐々木作歌・田村作曲による曲(図6)を(d)として、それぞれの歌い出しと音楽的な特徴を次に示す。



図4 中村秋香作歌・小山作之助作曲  
小山作之助編『新撰国民唱歌』第五集(1901)所収



図5 佐々木信綱作歌・納所辨次郎作曲／佐々木吉三郎・納所辨次郎・田村虎蔵共編『国定教科書準拠 諸教科統合 尋常小学唱歌』第4学年(1905)所収



図6 佐々木信綱作歌・田村虎蔵作曲  
田村虎蔵編『検定唱歌集 尋常科用』(1926)所収

- (a) 1893 (明治26) 年 勝作歌・小山作曲  
「あやに畏き／天皇の～」七五調12行  
ニ長調・4分の4拍子・音域は  $d^1 - d^2$   
構成音は階名でドレミファソラシド  
ABA' の3部形式で、速度の指示あり  
A (中庸に) B (やや速かに) A' (中庸に)  
各部16小節が4小節1フレーズ4段で構成  
全48小節
- (b) 1901 (明治34) 年 中村作歌・小山作曲  
「あな尊しな／大詔～」七五調4行  
ニ長調 4分の4拍子 音域は  $d^1 - e^2$   
構成音は階名でドレミソラの四七抜き長音階  
4小節1フレーズ4段 全16小節  
2段目と4段目はほぼ同じフシとなっている
- (c) 1905 (明治38) 年 佐々木作歌・納所作曲  
「国の教の／基ぞと～」七五調4行 2番まで  
ト長調 4分の4拍子 音域は  $d^1 - d^2$   
構成音は階名でドレミファソラド  
4小節1フレーズ4段 全16小節
- (d) 1926 (大正1) 年 佐々木作歌・田村作曲  
「国の教の／基ぞと～」七五調4行 2番まで  
変口長調 4分の4拍子 音域は  $b - d^2$   
構成音は階名でドレミソラの四七抜き長音階  
4小節1フレーズ4段 全16小節

(c) の曲節を田村が改作。譜に編者作曲と表示  
以上の4曲を比較してみると、(b) (c) (d) の3曲  
が短く、とくに (d) の田村の曲は、単純なリズムと音  
の跳躍のない平易な旋律となっているのに対して、告  
示された (a) の曲は際立って特徴的である。他の曲の  
楽譜の3倍の48小節から成り、3部形式の歌曲風の構  
成で、中間部16小節はテンポを速くし、再び冒頭のテ  
ンポで冒頭の旋律に戻る、という変化に富み、官報附  
録として出された (a) (1893) には、各部分の冒頭に  
付された「中庸ニ」「稍速カニ」「中庸ニ」という速度  
表示と、最後から3小節目「徐々ニ」という速度変化  
が示されている。くわえて、同年11月金港堂から出さ  
れた『祝日大祭日唱歌略解』にはA、C部分は  $\text{♩} = 84$ 、  
Bの部分は  $\text{Prest.}$  とされ、B、C部分の最後の2小節「鑑  
なる」「答へまつらむ」の部分に  $\text{Rit.}$  の記号が書き入れ  
られており、国民学校の教科書である『初等科音楽』  
三 (1942) の楽譜の  $\text{♩} = 84$ 、 $\text{♩} = 100$ 、 $\text{♩} = 84$  の速度  
表示と、「かがみなる」「答へまつらん」の部分の「だ  
んだんおそく」の指示ともほぼ共通している。先述の  
井上 (1940, p.302) は「最後を十分にリタールダンド  
する」と解説しており、こうした曲想の変化は他の3  
曲と異なる (a) の曲の大きな特徴となっている。

『おむがく』第74号には《勅語奉答》が重音唱歌と

して歌われた様子が、「祝祭日唱歌中最も西楽の真體  
を得たるものなれば従つて一般の耳には稍入り難き  
節」「其諸重音なりしが故に単音に於て感じ、よりは  
遙に聞き優りせるぞ嬉しかりき」(1897.11, p.33) と  
記され、(a) を「西楽の真體」と捉えて合唱で歌われ  
た演奏を評価している。R. デイットリヒによる重音  
譜も出版され (1901)、オルガンによる和声的な伴奏  
や4部合唱によるレコード録音<sup>v</sup>も行われた。

## 5. 教材《勅語奉答》をめぐる教育現場 の状況

複数の《勅語奉答》をめぐり、告示と検定、さら  
には認可も含め、現場では教材の選択に混乱を来して  
いた。四竈 (1892.10) が「世の輿望に適合」するに違  
いない「憲法」のような唱歌ができるはず、と祝意を  
示したような状況には実際はなっていなかったよう  
である。教育現場では実際には何が起きていたのか。  
ここでは、《教育勅語》をめぐり、唱歌教育者の考  
えと子どもの証言から考察することとし、まず、雑誌  
に掲載された記事を手がかりに状況を記述する。

田村 (1937.6) の回想によれば、各府県が実施上の  
経験を経た明治30年代に《勅語奉答》と《天長節》  
についての議論が高まったという (p.2)。田村は、  
明治から大正への改元直後の『教育研究』116号にも、  
小学校用儀式唱歌として適切でないことは「最早私  
どもの説明を要しない程、明白な事実」と書いている  
(1913.11, p.60)。「儀式唱歌であるとは申せ、不適  
当であると云ふことに帰するのである。この事実に関  
しては雑誌『音楽界』にも屢々掲載」されており、  
諸団体から改作を文部省に懇請、文部省が東京音楽  
学校に諮問した結果、小学校には不適切であると認定  
された、しかし、今上陛下の天長節祝賀の第一年とい  
う好機であったにもかかわらず普通学務局長の通牒<sup>vi</sup>で  
告示の《天長節》の歌詞楽譜を使用することが指示  
され、改作は叶わず、「我が国幾百万の小学児童に代  
つて、これが改作の実行を、将来に向つて切に懇望  
するの止むなき場合となつた」と批判しているの  
である (田村 1913, pp.61-63)。

『音楽界』第6巻第6号には、新潟県師範学校教  
諭與田甚二郎が「文部省の選曲か、若しくは文部大  
臣の認可を得たものか、又は検定済の書籍にあるもの  
かの三種内にて任意選択採用することとなり、教授上  
甚だ好都合の観あれど、事實は文部省の選曲が准  
国家の如く思惟せられ、歌曲の難易、適否など更  
に研究考査するものなくして盲従的に之を採用せ  
るやの観を呈するに至れり、過てるかな」とし、  
児童の心情や発達段

階にふさわしくない、と教師自身が認識していてもその教材を使わなければならない、生徒の合唱が乱れ、厳粛に行われるべき儀式を破壊し、不快な状況になっている、と問題を提起した(與田1913.6, pp.40-41)。

具体的には、《天長節》の旋律の短2度の連発と4度音程が低学年には難しく「之を以て天長を奉祝する児童唱歌」とはできないとし、他方《勅語奉答》については、「歌詞と曲節の調和最も良くして稀に見るの名作」「殊に曲節は頗る変化に富み莊森森、句々肺腑を衝くの感あり」と高く評価しているが、「全く独唱的にして多人数の合唱には甚た不適當」、たとえば、リタルランドや、途中での速度の変更など、「文飾に過ぎたるため小学児童の能力範囲を超えたるを以て迎も満足なる合唱を求むること能わず」(p.42)という。

田村も、《天長節》について、歌詞は至極良好だが批難の中心は旋律にある、と述べ、他にも文部省検定済のものがないでもないが、それらは何れも出来がよくないとしている。ただし、のちの回想では、告示された曲について「纏まつたよ節であるし、児童唱謡能力の進化と共に、何時しか前條批難も消滅して仕舞つた」と述べている(1937.6, p.5)。

他方、《勅語奉答》について田村は、(a)はやはり不適切であると主張するとともに、自作の奉答歌が不評判なのを慨嘆した小山が(b)を作曲した経緯を述べ、「最も慎重・入念に作曲せられたのが此の『あな尊しな…』の奉答歌である」と次のようにいう(pp.3-4)。

文部省検定済となつた後、明治三十六七年頃から、漸次全国的に普及・採用せられて、現今では、文部省制定の方は全く忘却せられ、此の方が文部省制定のであるかの如く思つてあるものも無いとは云われない程である。それ程此の「あな尊しな…」の方は、汎く世に歓迎されて居り、歌曲共に児童的であつて、且つ歌曲共に短小なことも儀式唱歌に適當して居る(中略)其の何れが教育的であり児童的であるかは、最早議論の余地がない迄に、天下公論の決定して居る所である。

(a)に対する大方の批判は、小学生にとっては長すぎる点、テンポの変化が難しい点に集中しており、與田のように改作を求める声をあげる教師がいる一方で、(b)が歌われるようになっていく。先述の『文部省検定済歌曲目全集』(1906)を取りまとめた山口県師範学校教諭兼附属小学校主事宮澤甚三郎のように、検定済、認可済の楽曲を『官報』で確認し、県下の小学校の便宜を図って唱歌細目の改良等に生かす提言をしたものもあった。山口県師範学校附属小学校では『尋常

小学科教授細目』(1905)において《勅語奉答》が(a)から(b)へと変更されている(嶋田他2021, pp.80-81)。

広島高等師範学校附属小学校でも(b)を教えているが、山本壽は鑑賞用としては(a)を推奨し<sup>vii</sup>、『学校教育』286号において次のように述べる。

[筆者注:(a)の最後の4小節を]一息に巧みに歌ふことは、なかなか成人でも容易でない。沉んや呼吸の小さい子供が之を一息に綺麗に歌ふことは、寧ろ不可能とさへ思はれる位である。併し、歌曲は之を一息に歌ふやうに要求してゐるので、やむを得ず、一息に歌はせるやうに努めてゐるのであるが、之を教えていたゞく子供達は洵に可哀相にさへ思はれる。(中略)多くの小学校に於て、これ[筆者注:(b)]を歌つてゐるのも、おのづからその歌曲の適否を証明してゐるのであるが、併し、然らばこの第二の「勅語奉答歌」が果して十全であるかといふに、私はさうは思はない。忌憚なく言へば、恐らく誰もこれに満足してゐないであらう。たゞ制定のそれよりは、ましである、といふ程度のものであらうと思ふ。然らば、若し、この見解に誤りなしとせば、この「勅語奉答歌」について根本的に考へ直して見るが大いに必要であらうと思ふ。(1936.11, pp.95-96)

一方、東京高等師範学校附属小学校の『小学校教授細目』では、1907(明治40)年には《勅語奉答》の下に(c)が掲載されている『尋常小学唱歌』が示されている。実際、田村は、「随意にこれが取捨選択をなし得らるゝ義に有之候。そこで、私ども地方に参りて見れば、勅語奉答の唱歌は、左記の歌曲を採用せるものが、最も多い様に承認いたし居候」として、尋常科では(c)、高等科では(b)を挙げている。なお、「附属中学校生徒—本校生徒等、全校関係者の斉唱する次第あると、猶他に特種の事情あるが故」に田村自身は(a)を教えているが難しいと思う、とする(相島1910, pp.28-31)。

田村は、小学校では(a)を教えているが、(b)や(c)を現場に勧め、さらに(d)の改作を行っている。(a)に対しては一貫して発達段階を考慮して小学生には難解で不適切、としている。(c)を改作して田村自身が(d)を作曲した際には、リズムは単調になり、短2度の音程や6度の跳躍を避けた旋律はほとんど四七抜き長音階の順次進行にされた。《天長節》で與田が指摘したように、児童にとって短2度は取りにくい音程であったのかもしれない。児童の歌唱能力向上により、《天長節》の短2度は気にならなくなったようだが、小山の西洋的な(a)や躍動感のある(b)、多少の変

化のある(c)に比べても、(d)を見る限り、田村の教材観が端的に表れているといえる。

教育現場の状況を捉えるもう一つの側面として、児童の側からの証言も確認しておく。たとえば、「大正の思い出」の中で、広島高等師範学校附属小学校の児童は儀式について次のように回想している(広島大学附属小学校八十周年記念誌編集委員会 1985, pp.74-75)。

式は高等師範学校本館正面玄関の上の2階の講堂で、高師・附中・附小の全員が参加してとり行われました。式場の正面には1段高く白木の4本柱を紫色の幕で囲った臨時の御真影奉安殿が仕つくえられ、その開閉や奉拝は慎重を極め、列席者には最も緊張した一時でした。さらに校長先生の「教育勅語」奉読の時は一同頭を垂れ、沈黙・緊張の連続でした。この雰囲気から私達を救済したのがピアノの前奏に始まる式用唱歌の斉唱であり、校長先生の講話(式辞)でありました。殊に吉田先生〔筆者注：吉田賢龍校長〕のお話は楽しいもので、内容には伝典あり、民話あり、時にはイソップ物語まで登場し、ひと年とった高師生をも、私達児童をも引きつける程の大説法でありました。

このほかにも、紀元節の日の学芸会での劇のこと、神嘗祭の日の運動会で会場(運動場)中央に立型ピアノを持ち出して高学年女子ダンスの伴奏を教師(山本)が弾いていたことなど、儀式の日の楽しかった思い出が書かれている。「勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス」(小学校令施行規則1900)と規定されている校長の講話がことのほか楽しかった、式用唱歌に緊張から救われた、という児童の発言は、その学校や教師が、児童にとっての儀式の意義をどう捉えていたか、によって大きく意味が変わってくることを示している。広島高等師範学校でも儀式・行事の際には小学生から師範学校生まで共に参加しているが、小学校の教授細目によれば、《勅語奉答》については(b)の曲が示されていた(嶋田2021, p.81)。

戦前に小学校や国民学校を経験している世代を対象にした調査では、《勅語奉答》を記憶している方はごくわずかだった<sup>14)</sup>。しかし、限られた証言の中には、たとえば、《勅語奉答》の記憶(a)の曲を儀式では冒頭16小節だけ歌っていた学校(京都市)もあった。「『おおみこと』で切るんですよ。子ども心に、こんな長い勅語の後にはね、こういう風に短い歌がいいんだな、と思った。(中略)ここだけというのはものすごくいいでしょう。さっとすんでしまうんですから」という

回想(1929年2月生)をインタビューでお聴きした<sup>15)</sup>。冒頭16小節であれば、中間部の変化もなく、リタルダンドもなく、他の3曲と同じ4小節1フレーズ4段のコンパクトな構成となる。

横浜の尋常小学校を卒業した女性(1929年2月生)は、(a)の《勅語奉答》を小学4年の音楽の授業で東京音楽学校卒の専科教師の範唱について習い、4年生以上の児童が音楽の時間に歌ったという。(b)は、歌った記憶はないが、講堂での儀式の際の校長による勅語奉読の後に録音を聴かせていた、とのことである<sup>16)</sup>。

有本他(2021)によれば、1914(大正3)年から1929(昭和4)年にかけて、《勅語奉答》への雑誌等での言及は今のところ見出だせない(p.172)。しかし、『教育音楽』には「『君が代』及『勅語奉答』の歌ひ方に就て」(澤崎1930.11)、「儀式の尊厳と儀式唱歌」(岡本1934.2)、「『明治節唱歌』の唱ひ方」(城多1935.10)に続く「大祭日唱歌の唱ひ方」の連載、「祝祭日唱歌と祭儀」(猪股1938)の連載など、「儀式唱歌」を取り上げた記事が徐々に増え、田村も、『学校音楽』第5巻第5号で、「最近これ〔筆者注：勅語奉答の教材選択の問題〕が東京市及び各府県の問題となつて居るらしく、屢々書を寄せて私の意見を問合せられ、又面談の際に尋ねられたりする」(1937.5, p.2)と書いている。

東京高等師範学校附属小学校に着任して間もない井上は『学校音楽』第1巻第2号では(b)で代用することも一つの便宜法と述べているが(1933.10, pp.19-21)、冒頭で紹介した『芸能科音楽精義』(1940)では指導者の個人的解釈、教師の教材解釈を禁じ、省略は不敬である、とまで述べ、これまでにない規範性を教師に求めた。こうして、国民学校期には、歌ひ方、息継ぎさえも統一、統制されていった。いわば児童のための教材から、「歌詞の意味理解やそれへの共感を抜きにしても、息を合わせ」『『われら』全員と声を揃える行為』(有本2013, p.127)、集団を束ねる手段へと教師の教材観は転換させられた。《勅語奉答》については、児童の歌唱能力の発達に配慮し、唱歌教材としての適否をめぐる議論され、各学校でそれぞれの教師の教材解釈の下で指導されてきたが、国民学校期には公には告示の1曲に限定された。

## 6. まとめ

作歌が文化として位置付けていた明治の中期に、学校では教材への統制が行われ、教育現場で用いる教材は検定や認可等による国の許可が必要となった。そうした中で、学校や教師が《勅語奉答》という儀式唱歌とどう向き合ってきたのか、児童の学校体験の記憶に

どう位置付いてきたのか、本稿では雑誌記事を中心にしながら教育現場での状況を考察してきた。上記のことを踏まえ、次の点が明らかになった。

第一に、《勸語奉答》をめぐる、小学生の発達段階を考慮した唱歌科の教材としての適否を各学校・教師たちは考え、制度の中で選択を行ってきた。しかし、教科指導における儀式指導の比重が増え、教科書が固定化され、教師による教材解釈は制限されていった。

第二に、複数存在した《勸語奉答》の音楽的な特徴を比較すると、田村の場合、短2度の音程や跳躍進行、旋律やリズムの変化を含まず、4小節1フレーズ4段の固定的な形式がのぞましいと判断していた。

第三に、雅楽や西洋音楽の様式を用いて明治20年代に日本人が作曲した儀式唱歌の新曲は、明治10年代『小学唱歌集』と明治40年代『尋常小学唱歌』の中間に位置付き、独特の性格を帯びていた。それらは「平易簡単至極」とも評されたが、儀式唱歌の中で最も西洋的とされた《勸語奉答》は、現場では難解な唱歌として敬遠され、同名異曲が複数つくられた。明治中期から昭和前半期の半世紀において《勸語奉答》がたどった軌跡は、同時に唱歌教育における教材の意味を複数の側面から問い直している。

第四に、皇国民錬成の目標の下で、「息一つ乱さぬ」徹底的な歌唱練習をし、敬虔の念を養う儀式指導がなされた時代の問題性を追求すると同時に、そこに居た児童の現実の姿を捉えることにより、児童と教材に真摯に向き合う今後の教師のありようが問われている。

## 【注】

<sup>i</sup> 『音楽雑誌』『音楽界』『月刊楽譜』等の音楽雑誌、『教育音楽』『学校音楽』等の音楽教育誌、『教育研究』『学校教育』等の学校定期刊行物等を中心に確認した。

<sup>ii</sup> 『音楽雑誌』は1890（明治23）年9月音楽雑誌社から刊行、1896（明治29）年8月に共益商社刊になり、第61号（1896.9）から『おむがく』と誌名を変更。

<sup>iii</sup> 追加増員分も含め、委員は委員長の村岡に加え、黒川真頼、野尻精一、瓜生繁、上原六四郎、鳥居忱、上眞行、渡邊薫之助、篠田利英、佐藤誠實、神津専三郎、林廣守、小山作之助、山井基萬、林廣繼、納所辨次郎、ルードルフ・ディットリッヒが務めている。（東京芸術大学百年史編集委員会1987、p.498.）

<sup>iv</sup> 選定委員会が作成した歌詞解説書には、歌詞の大意の説明とともに、「『あやに云云』同調にて、繰り返しいふは深くこれを尊重して、歎美するなり」のように曲を附す際の解説が示されている。東京芸術大学百年史編集委員会（1987）pp.499-504に掲載。

<sup>v</sup> 東京音楽学校の生徒による（a）のレコードには、澤崎定之指揮・高折宮次ピアノ伴奏による女声合唱（日本コロムビア A27-B 1931.1）、澤崎定之指揮・オルガン眞篠俊雄による合唱（日本コロムビア A28-B 1931.6）、澤崎定之指揮混成四部合唱（日本コロムビア A-1100 1938.2）、（日本ポリドール p-5248）が確認できる。（b）のレコードには小山作曲・橋本国彦編曲・中村淑子、四谷文子他演奏日本ビクター管弦楽団伴奏（日本ビクター A-4121 1940.10）がある。内容未確認のレコードがこのほかにも数点存在する（国立国会図書館歴史的音源検索、および昭和館監修（2003）より）。

<sup>vi</sup> 『教育時論』1025号（1913.10）掲載「天長祝日唱歌」の記事に、田所普通学務局長より全国府県知事に通牒されたことが記されている（岩井1978、p.134）。

<sup>vii</sup> 主要な鑑賞レコードに、東京音楽学校によるA27-B、A28-Bが示されている（山本1933、pp.393-394）。

<sup>viii</sup> 嶋田を研究代表者とする共同研究では、北海道から沖縄、大連で終戦前に唱歌教育を経験した方111名への面接調査と礼法書、学校管理法書、学校文書、教授細目等の資料調査を実施。日本音楽教育学会でのポスター発表、口頭発表（2018、2019、2020）及び嶋田他（2021）、有本他（2021）でその結果を報告している。

<sup>ix</sup> 2019年8月16日佐橋晋氏自宅でのインタビューによる。儀式唱歌は1ヶ月前から練習があり、《君が代》では意味が途切れないよう「さざれ石」は一声で続けることを繰り返して指導された。《勸語奉答》については全体を習った上で冒頭の16小節だけを歌ったように記憶している、とのことだった。

<sup>x</sup> 2019年11月21日大川陽子氏自宅でのインタビューによる。

## 【引用・参考文献】

- 相島龜三郎（1910）『学校儀式要鑑』前川文栄閣。  
 有本真紀（2013）『卒業式の歴史学』講談社。  
 有本真紀・嶋田由美・榎藤敦子（2021）「儀式唱歌《勸語奉答》の位置付け—式次第と《勸語奉答》への言及に着目して—」『立教大学教育学科研究年報』第64号、pp.161-182。  
 伊澤修二編（1893）『小学唱歌』卷之五、大日本図書。  
 井上武士（1933.10）「明治節儀式唱歌の指導について」『学校音楽』第1巻第2号、pp.19-21。  
 井上武士（1940）『国民学校芸能科音楽精義』教育科学社。

- 岩井正浩 (1978) 『資料 日本音楽教育小史』青葉図書。
- 遠藤宏 (1948) 『明治音楽史考』有朋堂。
- 大分県師範学校附属小学校唱歌体操教育研究会編 (1934) 『研究録 (唱歌之部)』。
- 楽堂 (田村虎蔵) (1913.11) 「楽界時言」『教育研究』第116号, pp.60-70。
- 「学友会臨時音楽演奏会の記」(1897.11) 『おんがく』第74号, pp.32-35。
- 河口道朗 (1996) 『近代音楽教育論成立史研究』音楽之友社。
- 菅道子 (2002) 「終戦直後における音楽教科の『墨塗り』措置—『儀式唱歌』の取扱いを中心に—」『和歌山大学教育学部紀要 教育科学』第52集, pp.79-96。
- 北村長太郎編 (1891) 『勅語奉読の歌』細謹舎。
- 金港堂書籍 (1893) 『祝日大祭日唱歌略解』金港堂。
- 国立国会図書館歴史的音源検索「勅語奉答」<https://rekion.dl.ndl.go.jp/search/searchResult?searchWord=%E5%8B%85%E8%AA%9E%E5%A5%89%E7%AD%94&viewRestricted=1> (2021/9/9検索)
- 小山作之助 (1901) 『新撰国民唱歌』第五集, 開成館。
- 佐々木吉三郎・納所辨次郎・田村虎蔵共編 (1905) 『諸教科統合 尋常小学唱歌』第4学年, 国定教科書共同販売所。
- 佐々木吉三郎・納所辨次郎・田村虎蔵共著 (1906) 『諸教科統合 尋常小学唱歌教授書』第1学年, 国定教科書共同販売所。
- 四竈訥治 (1892.10) 「祝祭日用歌曲撰定に就て」『音楽雑誌』第25号, pp.1-2。
- 嶋田由美 (2018) 『唱歌教育の展開に関する実証的研究』学文社。
- 嶋田由美・有本真紀・権藤敦子 (2021) 「2種の儀式唱歌《勅語奉答》をめぐる論考—小学校唱歌教授細目から読み解く教育現場での《勅語奉答》の扱い—」『教育学・教育実践論叢』第7号, 学習院大学文学部教育学科・教育学研究会, pp.71-86。
- 昭和館監修 (2003) 『SPレコード60,000曲総目録』アテネ書房。
- 鈴木その子 (1987) 「国民学校」寺崎昌男編『総力戦体制と教育—皇国民『錬成』の理念と実践—』東京大学出版会 pp.101-118。
- 滝田善子 (1991) 「祝日大祭日儀式規定および儀式用唱歌がもたらしたもの」江崎公子編『音楽基礎研究 文献集別巻』大空社, pp.193-199。
- 田村虎蔵編 (1926) 『検定唱歌集尋常科用』松邑三松堂。
- 田村虎蔵 (1937.5) 「儀式に用ふる「勅語奉答歌」の問題 (一)」『学校音楽』第5巻第5号, pp.2-4。
- 田村虎蔵 (1937.6) 「儀式に用ふる「勅語奉答歌」の問題 (二)」『学校音楽』第5巻第6号, pp.2-5。
- 田甫桂三編 (1980) 『近代日本音楽教育史 I』学文社。
- 田甫桂三編 (1981) 『近代日本音楽教育史 II』学文社。
- 東京音楽学校編纂 (1901) 『祝日大祭日唱歌重音譜』共益商社書店。
- 東京芸術大学百年史編集委員会編 (1987) 『東京芸術大学百年史』東京音楽学校篇第1巻, 音楽之友社。
- 東京高等師範学校附属小学校編 (1907.1902) 『小学校教授細目』大日本図書。
- 日本近代洋楽史研究会編 (1995) 『明治期 日本人と音楽—東京日日新聞全音楽記事内容』大空社, p.181。
- 中村秋香 (1897.10) 「勅語奉答歌」『おむがく』第73号, p.21。
- 広島大学附属小学校八十周年記念誌編纂委員会 (1985) 『広島大学附属小学校八十年誌』広島大学附属小学校八十周年記念事業委員会。
- 宮澤甚三郎編 (1907) 『文部省検定済 歌曲題目全集』小原超世館。
- 山住正己 (1967) 『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会。
- 山本壽 (1933) 「唱歌科の教科経営」広島高等師範学校附属小学校学校教育研究会 (1933) 『我等の教科経営』廣陵社, pp.375-404。
- 山本壽 (1936.10) 「儀式唱歌の検討」『学校教育』286号, pp.91-100。
- 與田甚二郎 (1913.6) 「祝祭日唱歌の一部改作の議」『音楽界』第6巻第6号, pp.40-43。

## 【付記】

個人名を除き、旧字体は新字体に改めた。

## 【謝辞】

本研究にあたり、聞き取り調査にご協力いただきました方々に、心より感謝申し上げます。

本研究は JSPS 科研費 JP18K02639 (「儀式唱歌が作った子どもの心と身体—勅語奉答歌を中心とした歴史的・社会的研究」代表 嶋田由美) の助成を受けたものです。